

RIETI BBLセミナー  
給付付き税額控除と社会保険料の租税化について

佐藤主光（もとひろ）  
一橋大学経済学研究科教授

新たなセーフティーネット

# 格差と再分配

- 問われるのは再分配の是非ではなく、その手法 . . . . ⇒ 既存の再分配（セイフティーネット）は新しい経済社会の環境変化に対応できない！
- 既存の再分配 = 世代間・地域間再分配
- 新しい再分配 = 負担能力に応じた（困っていない人から困っている人への）再分配

既存の再分配手段	事業者への支援	雇用の確保（例：雇用調整助成金）
	基礎年金	高齢者の所得保障
	生活保護	障害者・母子家庭・高齢者が主たる対象
新しい課題	フリーランス 非正規社員	勤労者（現役世代）への支援が欠如

# 格差是正の手法

- 其の1：トリクルダウン＝市場を通じた所得移転
  - 豊かになった個人・企業は消費・投資を通じて他の個人・企業に恩恵を及ぼす
  - ✓ アベノミクスはトリクルダウン型？
  
- 其の2：課税と給付＝政府を通じた所得移転（再分配）
  - 所得・利益のある個人・企業に課税をして、低所得の個人に給付（例：生活保護、社会保障給付、公共事業による仕事の創出）⇒経済成長にマイナス要因・・・
  
- 其の3：自立の支援＝「頑張る個人に報いる仕組み」
  - 低所得でも就労している個人に対する支援：例＝勤労税額控除・ユニバーサルクレジット（英国）
  - ✓ 我が国では勤労世代に支援する給付（所得移転）がない・・・⇒税制・社会保障制度改革

# 給付付き税額控除導入に向けた論点

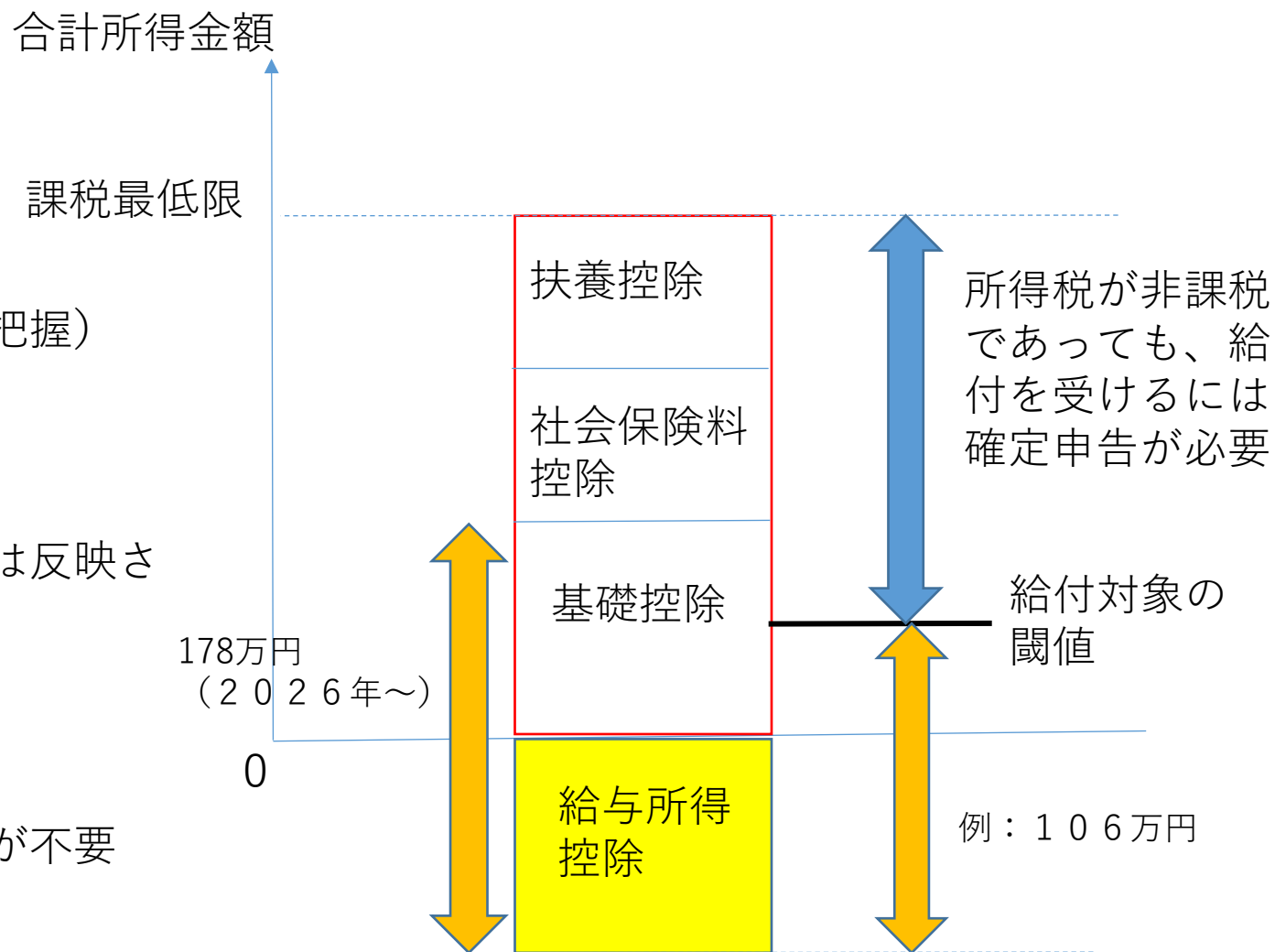
論点	選択肢	本稿の主張
給付の単位	個人単位か世帯単位か	個人単位
給付の対象	高齢者を含む低所得者か 勤労者か	勤労者
所得情報	ガバメントデータハブの 利用？	自治体の所得情報（前年所得）を活用⇒将来的にリアルタイム情報システムに移行
窓口	国か地方自治体か	被用者は国（年金機構）、自営業者は当面、自治体が公金受取口座を通じて給付⇒将来的には窓口を国に一本化

# 提言

- 提言1：対象は勤労者「個人」（年金受給者、第三被保険者、特定扶養親族は対象外。低年金生活者・生活保護世帯等は別途対応）
- 提言2：支援は（税額控除ではなく）給付で実施、被用者については厚生年金保険料からの減免（給付で肩代わり）も選択肢
- 提言3：当面、自治体の所得情報（前年合計所得金額）を活用（ガバメントデータハブに提供）、⇒将来的にリアルタイム情報システムに移行
- 提言4：給付が一定所得以上から「段階的」に削減（「年収の壁」を作らない）
- 提言5：申請・振込を含めて窓口は国（内閣府）に一本化

# 給付の要件等

- 資格要件
  - 給付の場合、公金受取口座を開設
  - 自営業者は確定申告が必須（所得情報の把握）
- 給付は「個人単位」≠「世帯単位」
  - 給付に扶養する子供の数等、世帯の属性は反映させない
- 何故給付か？
  - 現行の所得税制・社会保険制度との調整が不要



## 参考：給付付き税額控除の類型

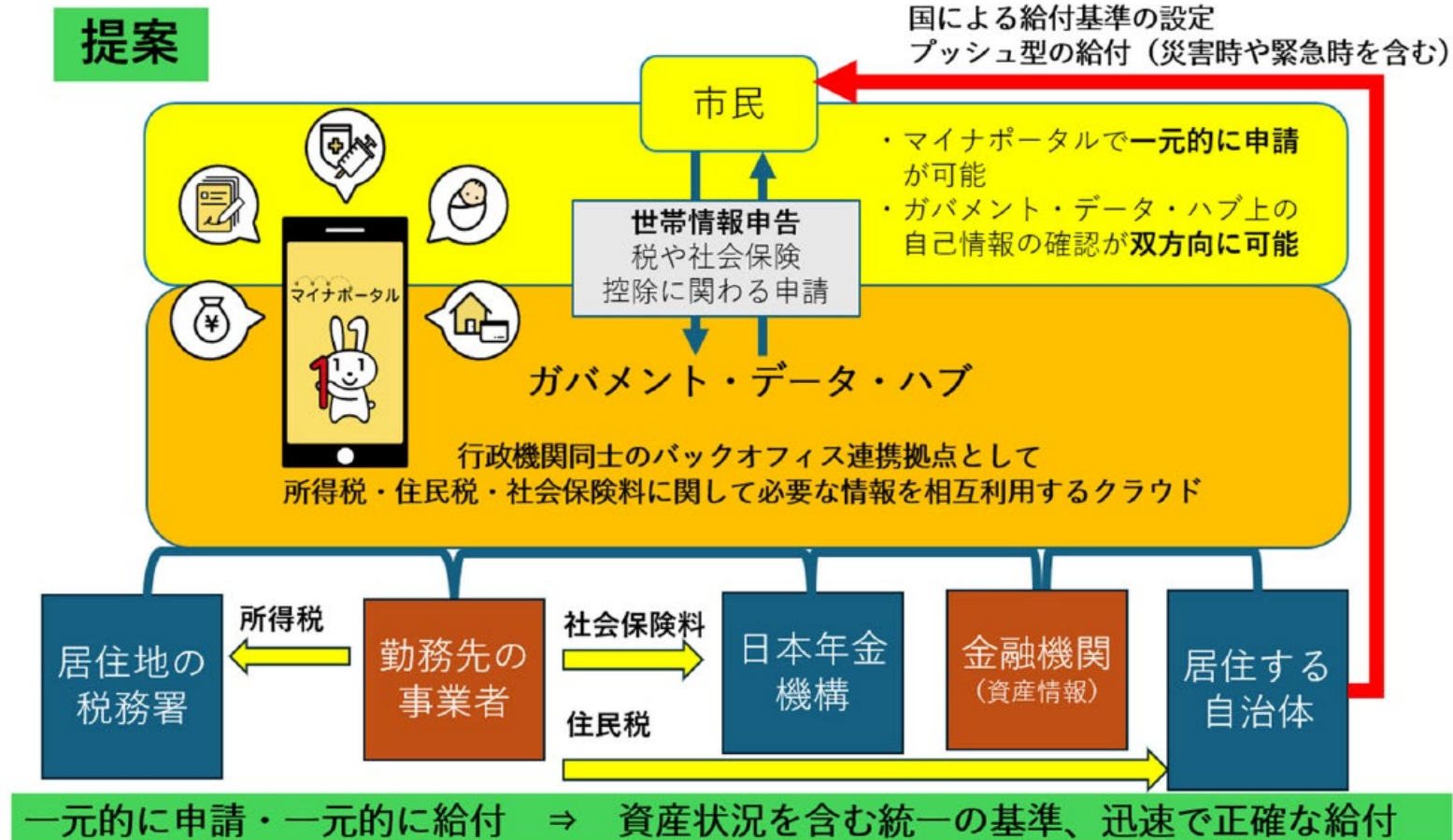
第1類型—勤労税額控除 (EITC)	勤労により自助努力で生活能力を高めていくことを支援。ポバティ トラップ対策。英国ブレア、米国クリントンのワークフェア思想。 英国ではトランポリン型社会保障として積極的労働政策と組み合わ され活用。英国(ユニバーサル・クレジット)やドイツなどでは「給 付」になっている。
第2類型—児童税額控 除 (CTC)	世帯人数に応じ税額控除・給付。母子家庭の貧困対策・子育て支援 による少子化対策に有効。米国・英国・カナダなどで導入。勤労税 額控除より高い所得水準まで適用されている。
第3類型—社会保険料負 担軽減税額控除。	低所得層の税負担・社会保険税負担を緩和。社会保険料と相殺するので、 還付・給付はなし。 オランダで導入(韓国も考え方はこの類型)。
第4類型—消費税逆進性 対策税額控除。	消費税の逆進性緩和策として導入。基礎的生活費の消費税相当分を所 得税額から控除、実際は給付。カナダ、ニュージーランドなどで導入。

<https://www.youtube.com/watch?v=DLjJwLonO-Y>

## 諸外国における税制に関連する給付措置等の概要 (2026年2月現在)

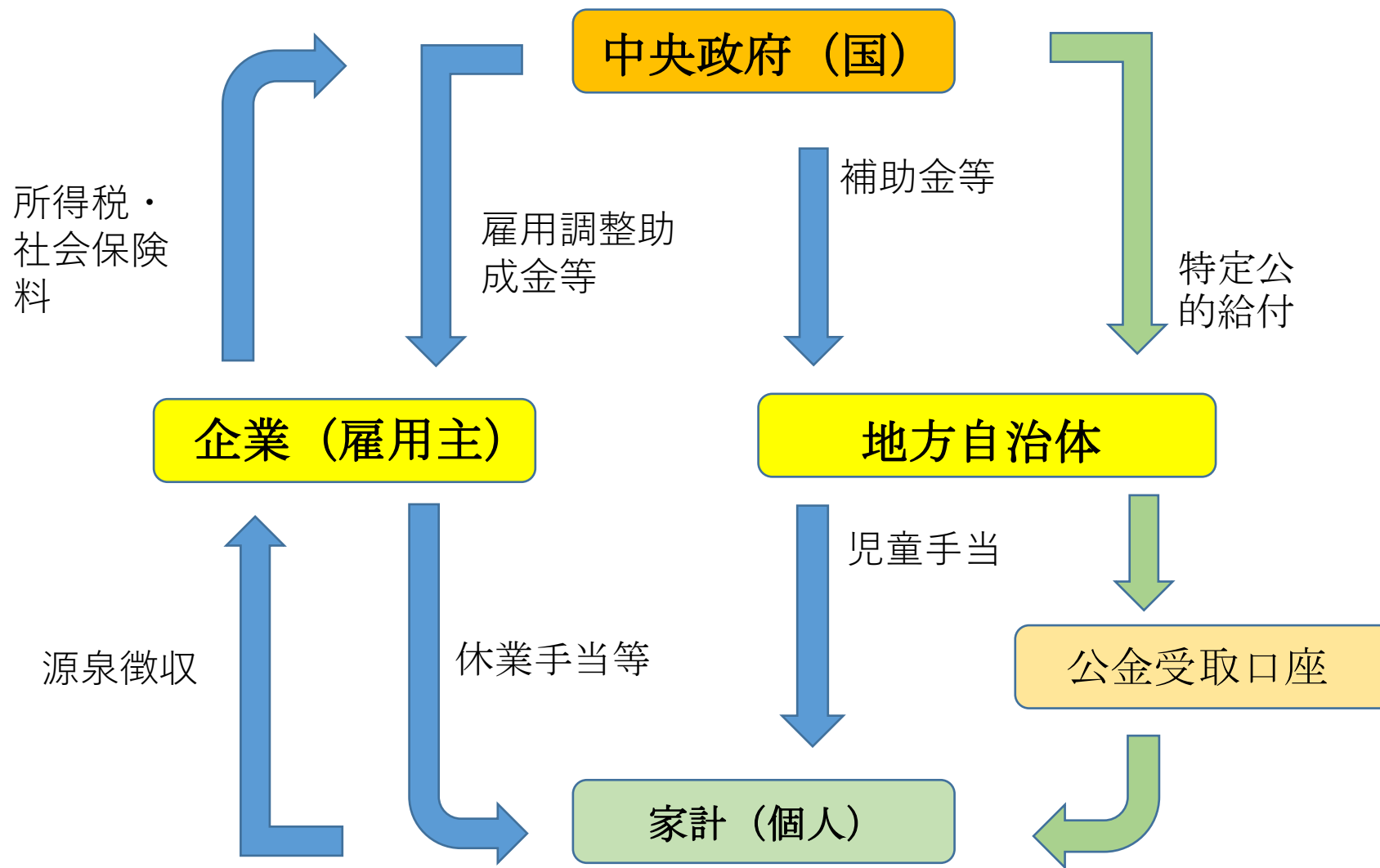
	米国	英国	フランス	カナダ	
制度名	(A)勤労所得税額控除 1975～ (B)児童税額控除 1997～	ユニバーサル・クレジット 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 2007～	食料品・必需品給付 (旧GSTクレジット) 2026～ (旧制度1991～)
目的	・低所得者に対する支援 (社会保障税の負担軽減) ・就労・勤労意欲の向上	・公的扶助制度の提供 ・就労・勤労意欲の向上	・低所得者の生活水準向上 ・就労・勤労意欲の向上	・低所得者に対する支援 ・就労・勤労意欲の向上	・低所得者に対する支援
給付の仕組み	税額から控除 (控除しきれない額を給付)	税額から控除 (控除しきれない額を給付) (1999～) ⇒全額給付 (2006～)	税額から控除 (控除しきれない額を給付) (2001～) ⇒全額給付 (2016～)	税額から控除 (控除しきれない額を給付)	全額給付
受益額 イメージ(注1)					
対象者 (主な適用要件)	(A)勤労所得税額控除(注2) 25歳以上65歳未満の勤労者 又は 子供を養育する勤労者 【年齢・勤労・養育要件】  (B)児童税額控除 子供を養育する勤労者 【勤労・養育要件】	18歳以上66歳未満の者  【年齢要件】	18歳以上の勤労者  【年齢・勤労要件】	勤労者 (勤労所得3,000Cドル以上)  【勤労要件】	居住者
執行当局	税務当局	社会保障当局	社会保障当局	税務当局	

図表3 ガバメント・データ・ハブの概念図



出所：令和国民会議（令和臨調）2025年4月25日

[https://www.reiwarincho.jp/news/2025/pdf/20250425\\_001\\_01.pdf?v=250428](https://www.reiwarincho.jp/news/2025/pdf/20250425_001_01.pdf?v=250428)



# 支援と就労を両立させる仕組み

- 給付付き勤労（稼得所得）税額控除 = 働く低所得労働者（ワーキング・プア）を支援する

⇒働く気 = 誘因（インセンティブ）を損なうことなく、格差を是正する

- ✓ 再分配は低所得者を「弱者扱い」するためではない・・・ ⇒ 経済成長の担い手を育成・支援する

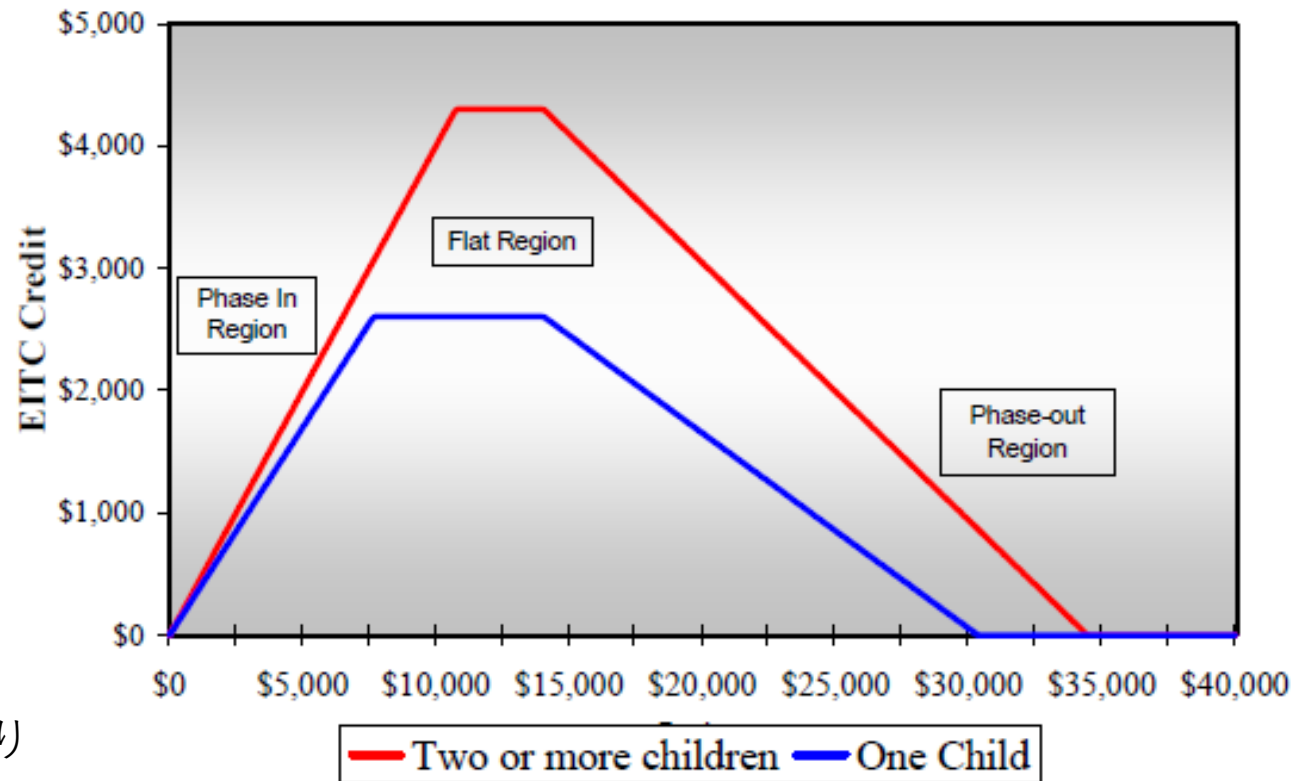
- 世界の取り組み

□ 米国 = 稼得所得税額控除

□ 英国 = ユニバーサルクレジット

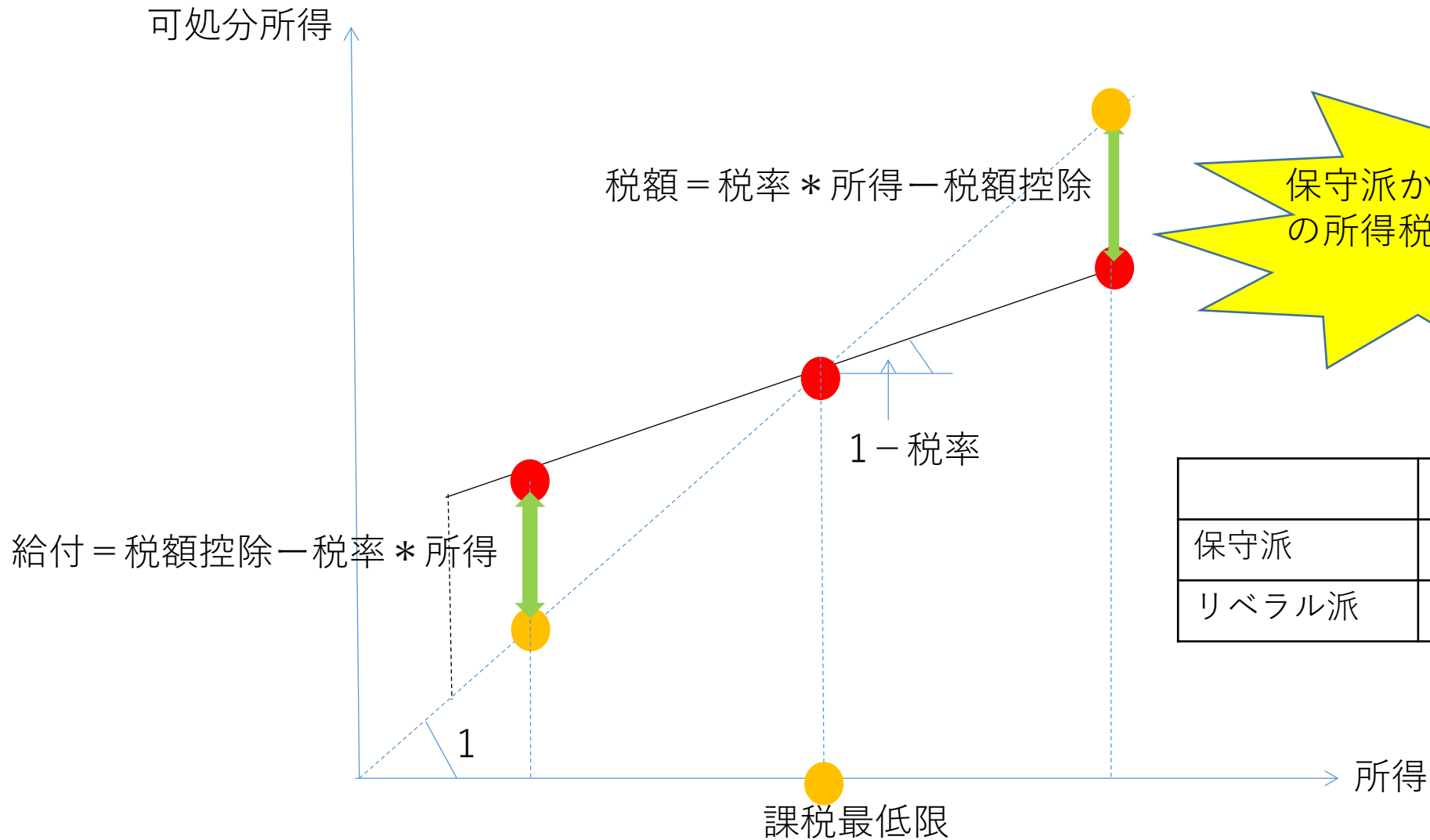
- ✓ 求職者・職業訓練を受けている失業者への支援もあり

米国の稼得所得税額控除 = 低所得勤労者への給付（2004年）



出所：Blundell and Shephard(2007)

# 参考：負の所得税



保守派からリベラルまで負の所得税には幅広い支持

	税率	控除 (給付)
保守派	低い税率	低い控除
リベラル派	高い税率	高い控除

# 〈日経エコノミクスパネル〉 給付付き控除「導入を」74% 学者46人調査 再分配に期待、就労促す効果も

- 日本経済新聞社と日本経済研究センターは経済学者向け調査「エコノミクスパネル」で、減税と給付を組み合わせる「給付付き税額控除（総合2面きょうのことば）」の是非を尋ねた。所得再分配や就労促進を期待し、「導入が望ましい」と答えた割合が74%に上った。実現に向けた体制整備を求める声も多かった。

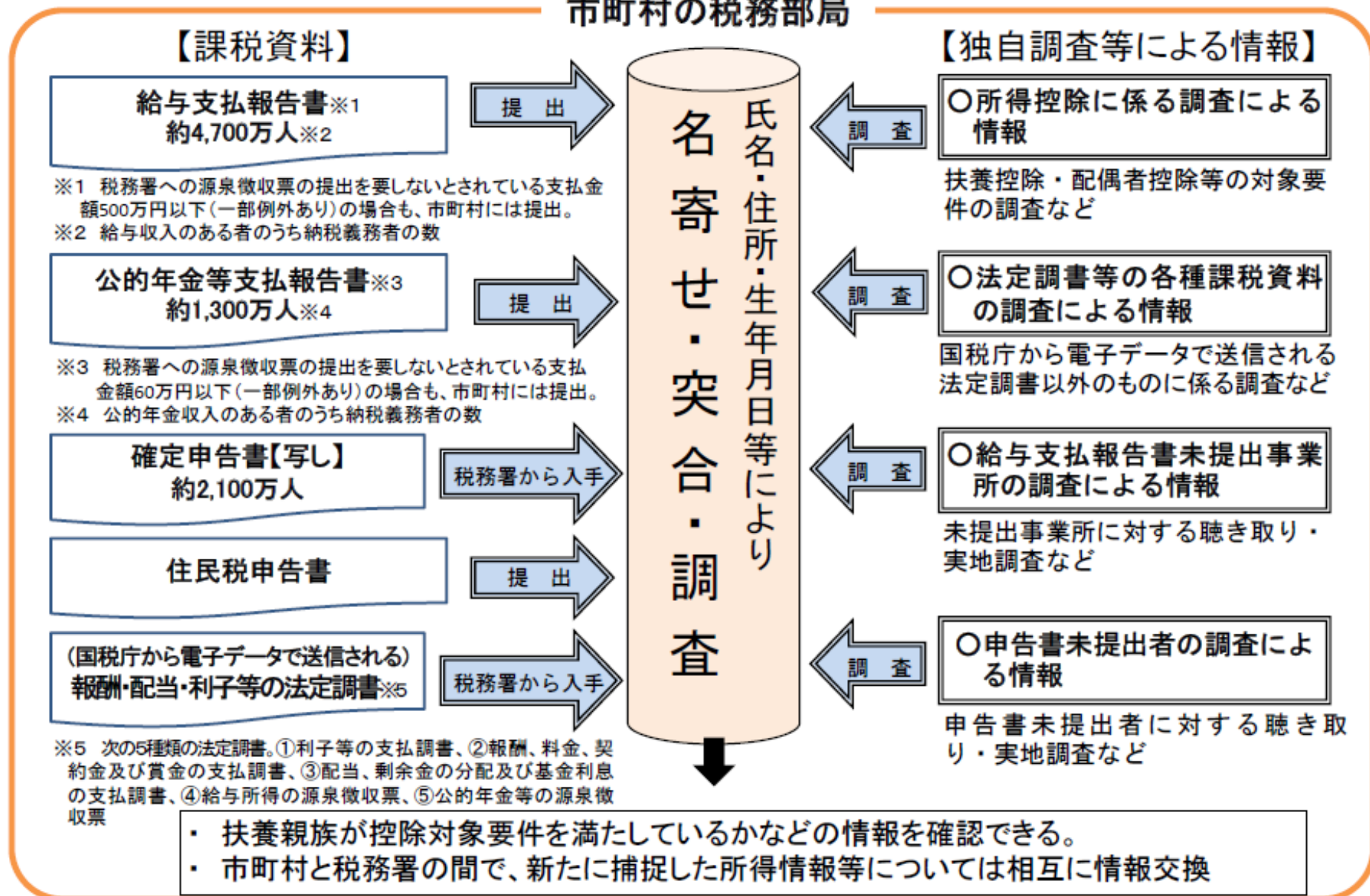
日本経済新聞2025年9月30日



## リアルタイムの支援・・・

- コロナ禍では「収入（所得）の急減した家計・事業者」への支援が求められていた
- 政府は「収入の急減」が把握できない⇒平時からリアルタイムの所得捕捉が必要
  - ✓ 所得情報は公共財＝徴税目的だけではなく低所得層への給付のための所得捕捉
  - ✓ 高所得層に課税するだけでは再分配は達成されない⇒課税と給付の連結で所得再分配が完結
- 参考：英国のリアルタイム情報システム
  - 源泉徴収を行う雇用主から前月の収入情報を取得
  - 所得情報を給付（ユニバーサルクレジット）に反映⇒前月の収入に応じた給付が実現
- 我が国では給付を担う自治体の所得情報は前年所得
  - 非正規・フリーランスなど収入が不安定な家計が増える中、リアルタイムの所得情報を反映した給付の仕組みが必要

- 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。



## 各給与支払い時の源泉徴収税額

- 所得税の各給与支払い時の源泉徴収税額は、給与等の支払頻度、給与等の金額、扶養親族等の人数、主たる勤務先であるか従たる勤務先であるか、等の区分により、所得税法の源泉徴収税額表に定められている。
- この税額表は人的控除等の控除額を反映して定められているため、控除額を見直す際には、税額が改訂される。この改訂に対応する必要。
- なお、月次の給与支払いで、主たる勤務先である場合については、計算式による税額の計算も可能となっているが、この計算式についても人的控除等の控除額を反映して定められているため、控除額を見直す際には、式が改訂される。

### <税額表の例：月払いの場合>

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
482,000	485,000	24,730	18,890	15,720	12,550	9,390	7,170	5,590	4,010	133,300
485,000	488,000	25,210	19,130	15,960	12,790	9,630	7,290	5,710	4,130	134,800
488,000	491,000	25,690	19,370	16,200	13,030	9,870	7,410	5,830	4,250	136,400
491,000	494,000	26,170	19,840	16,440	13,270	10,110	7,530	5,950	4,370	138,000
494,000	497,000	26,650	20,320	16,680	13,510	10,350	7,650	6,070	4,490	139,600
497,000	500,000	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	7,770	6,190	4,610	141,100
500,000	503,000	27,610	21,280	17,160	13,990	10,830	7,890	6,310	4,730	142,700
503,000	506,000	28,090	21,760	17,400	14,230	11,070	8,010	6,430	4,850	144,300
506,000	509,000	28,570	22,240	17,640	14,470	11,310	8,140	6,550	4,970	145,900
509,000	512,000	29,050	22,720	17,880	14,710	11,550	8,380	6,670	5,090	147,400
512,000	515,000	29,530	23,200	18,120	14,950	11,790	8,620	6,790	5,210	149,000
515,000	518,000	30,010	23,680	18,360	15,190	12,030	8,860	6,910	5,330	150,600
518,000	521,000	30,490	24,160	18,600	15,430	12,270	9,100	7,030	5,450	152,200
521,000	524,000	30,970	24,640	18,840	15,670	12,510	9,340	7,150	5,570	153,700
524,000	527,000	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	9,580	7,270	5,690	155,300

### <計算式>

①以下の計算式により、その月の課税給与所得金額を求める。

その月の課税給与所得金額

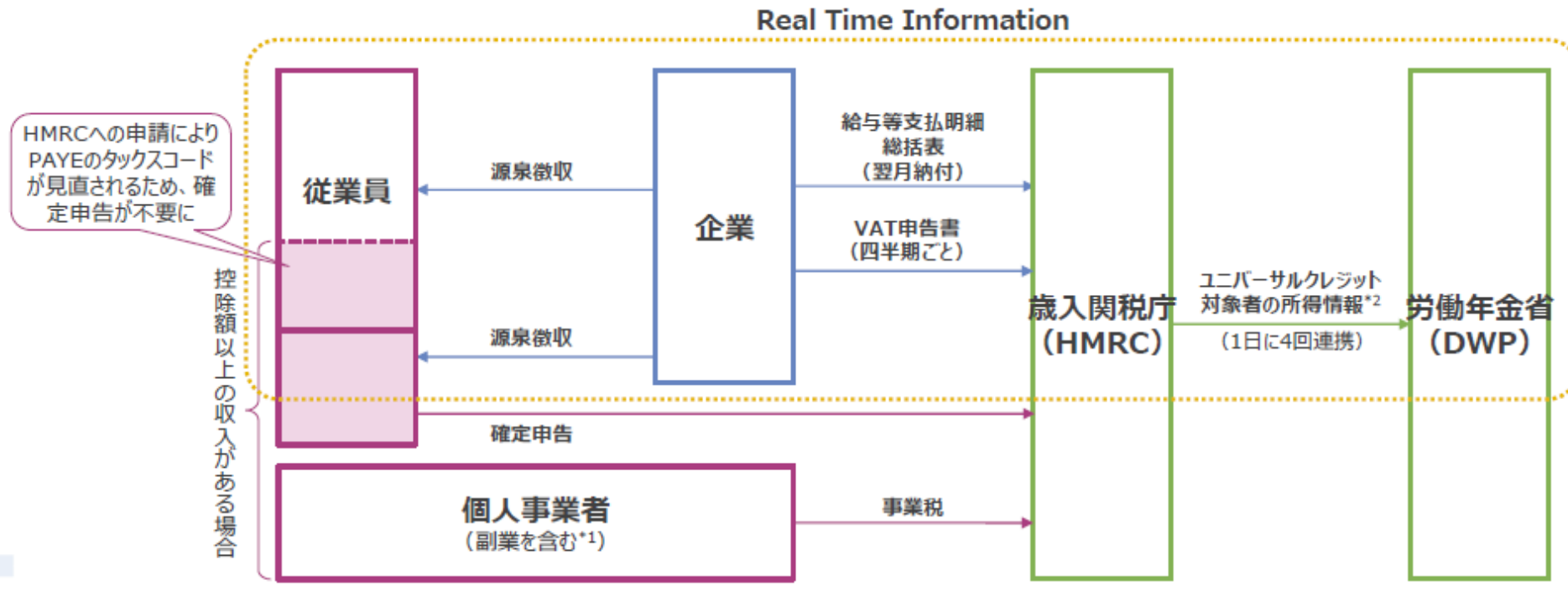
$$= \text{給与収入} - \text{社会保険料等(実額)} - \text{1ヶ月分の給与所得控除} - \text{1ヶ月分の基礎控除(48,334円)} - \text{1ヶ月分の人的控除(31,667円)} \times \text{扶養親族等の数}$$

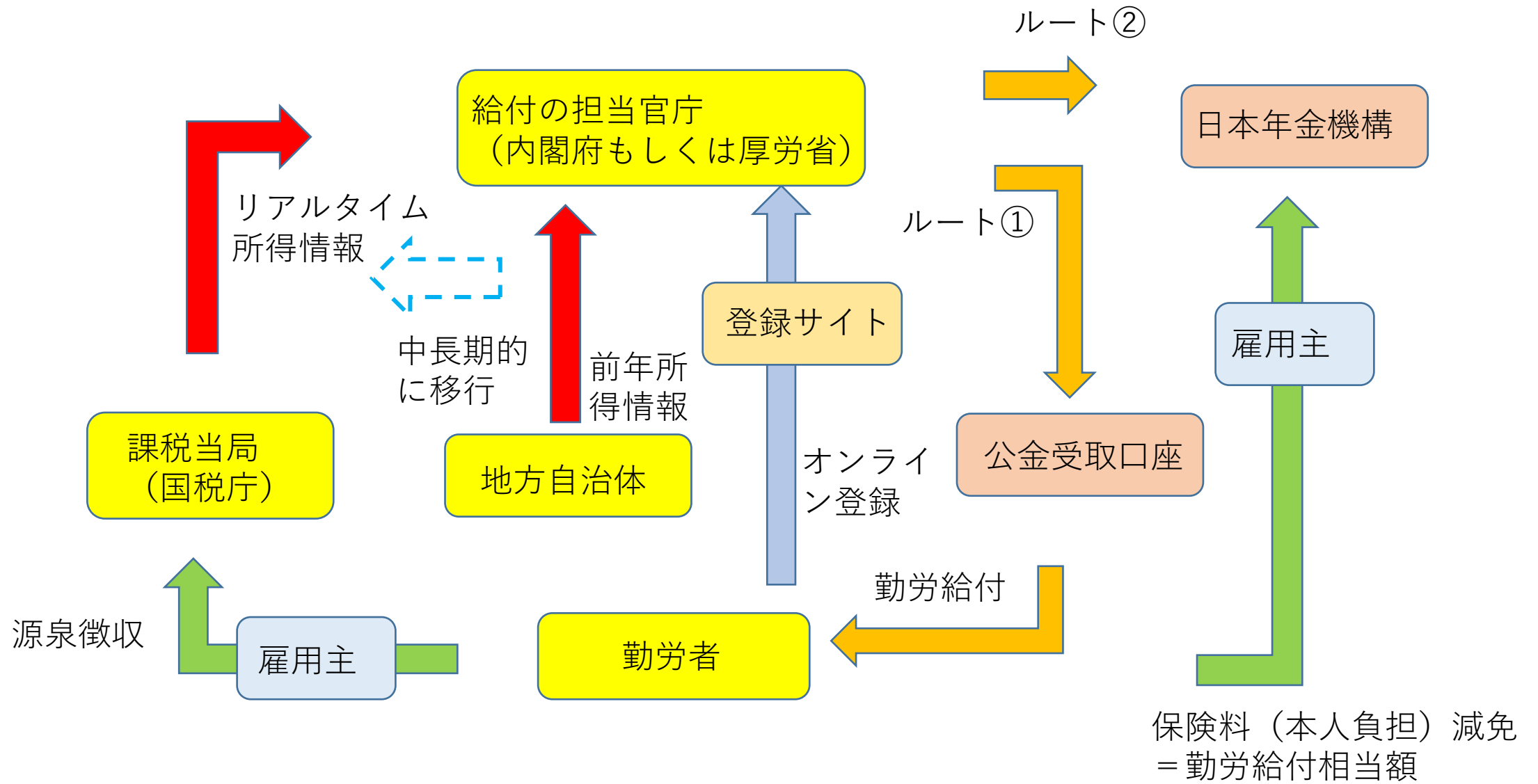
※特定扶養親族等であるかどうかに関わらず一律額

②その月の課税給与所得金額を、1か月分に直した税率表にあてはめる。

## 英国のリアルタイム・インフォメーション

- 企業は年末調整が不要になり、特に年度途中の就退職者に関する報告が簡素化された
- 年度途中でのPAYEのタックスコードの見直しにより確定申告が必要な個人は減少、金額も減少
- HMRCやDWPは個人の就業・離職の情報を月次で把握することが可能





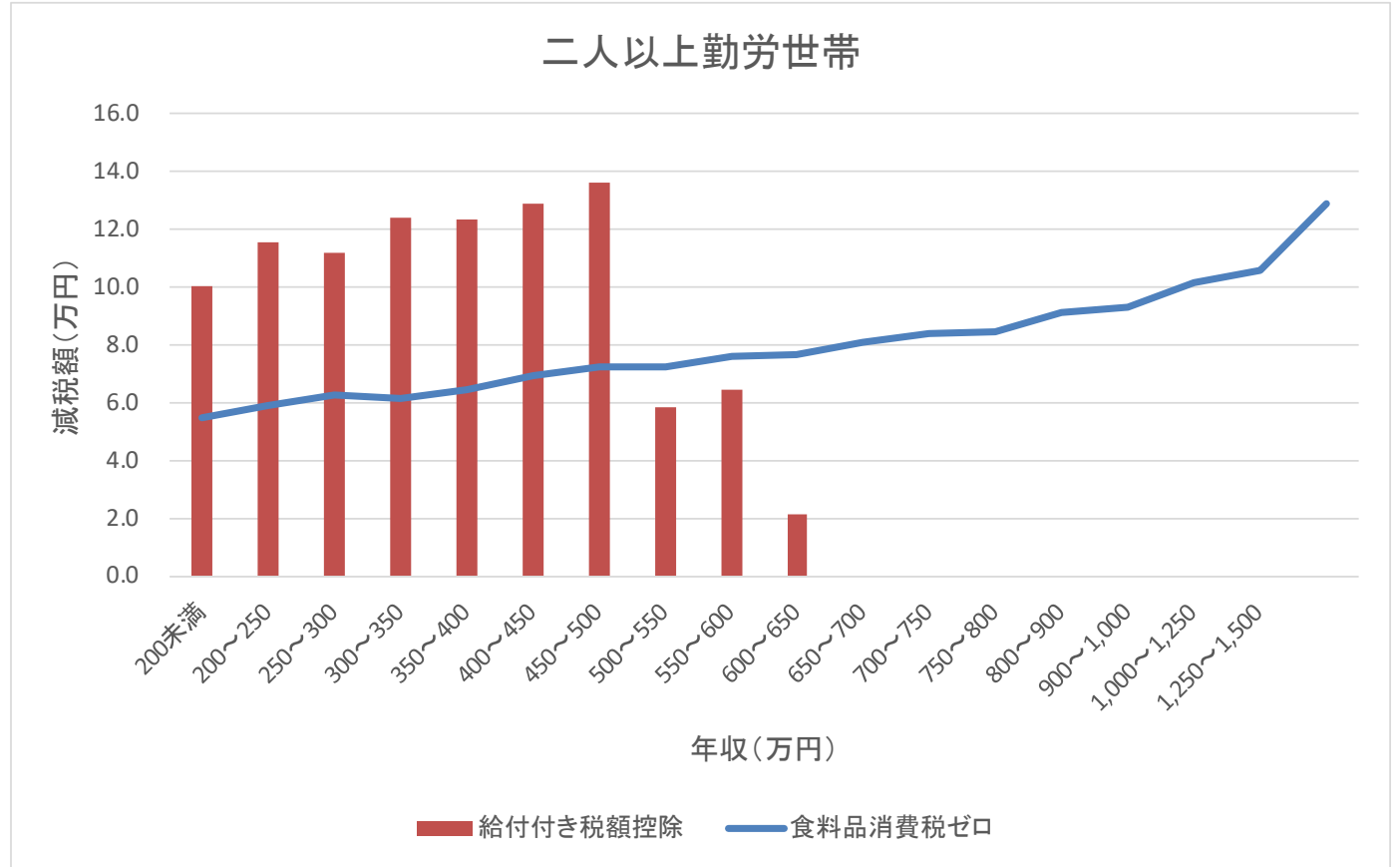
## 参考：留意点

財源	<ul style="list-style-type: none"><li>・基礎控除の特例上乗せ控除の見直し</li><li>・所得控除（人的控除）の税額控除化</li><li>・給与所得控除の適正化</li><li>・金融所得課税の強化</li></ul>	
他の選択肢？	税額控除？	所得税から控除し切れなかった金額を給付、もしくは還付する必要があり、事務が複雑化
	健康保険料？	（給付を財源に）保険料を肩代わりするための支給対象となる健康保険組合は多数あり
	非課税世帯への給付？	非課税世帯の多くは高齢者、勤労者への支援にならない

# 参考：消費税減税との比較

給付付き税額控除の設計	
有業者一人当たり（万円）	8
閾値（万円）	280
減額率	0.1

◆ 勤労世帯（単身・二人以上）への給付は同世帯への食料品消費税率ゼロの約4割の財源で実現可能



注：一人あたり年収 = 世帯年収 ÷ 有業人員

注2：世帯の受け取る給付 = 有業人員 \* 一人あたり給付

データの出所：家計調査2025

## 参考：就労の確認

- 所得の捕捉に合わせて、就労実態の確認が（特に自営業者について）必要
- ✓ 例：持続化給付金の不正受給
- 就労証明書の活用
  - 自営業・個人事業主・フリーランスの就労証明書は、原則として自身で記入・作成
- ✓ 補足資料として、（最新の）確定申告書の控え、開業届の控え、営業許可証の写し、業務委託契約書・請求書など

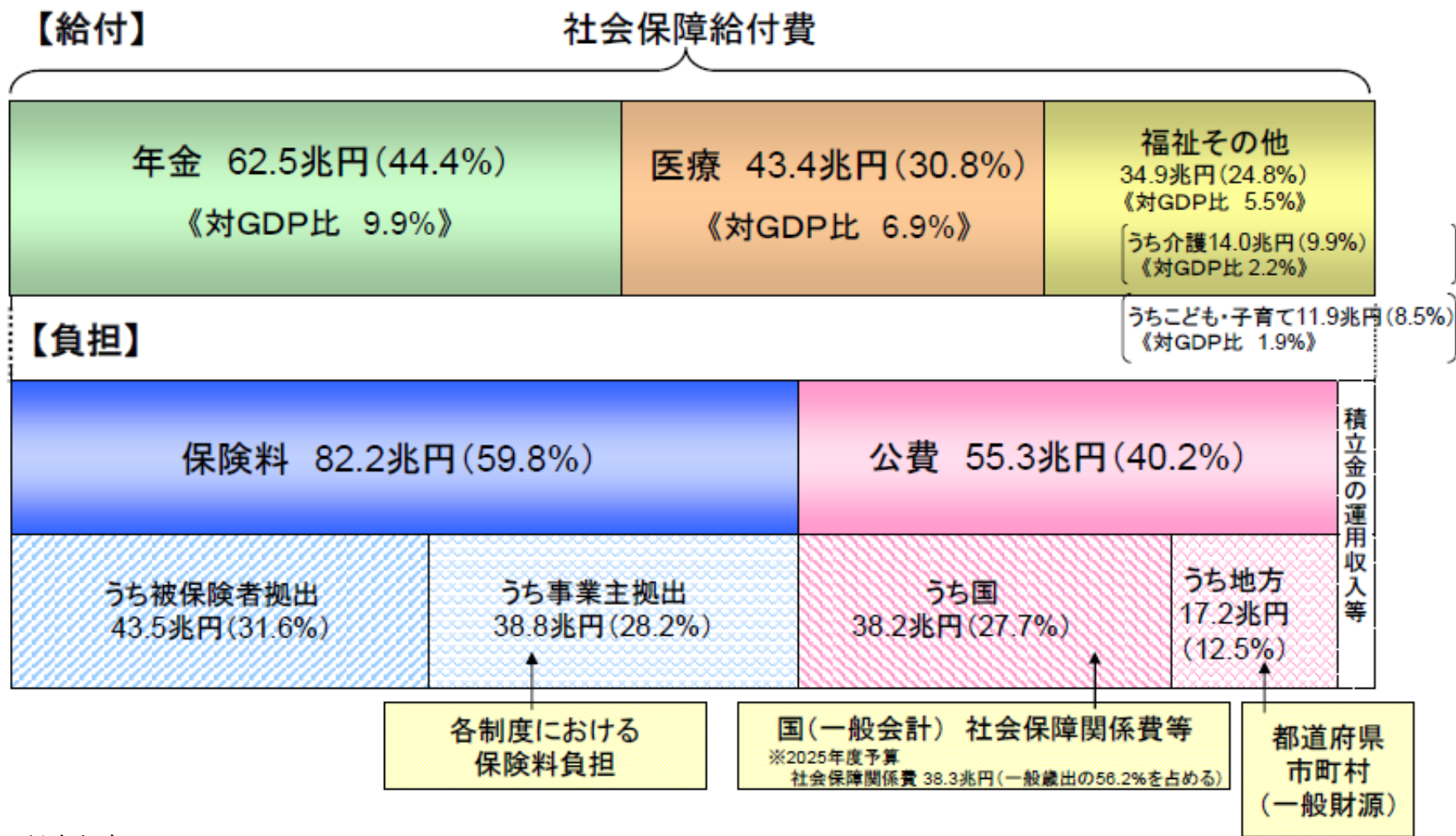
### ユニバーサルクレジット提出書類・情報（自営業の場合）

- 会社名会社住所
- 事業開始日
- 英国歳入関税庁（HMRC）発行の固有納税者番号
- VAT登録番号など（事業活動の記録）
- インボイス
- 領有書
- 確定申告書
- 顧客との取引記録など（事業活動の情報）
- 事業ウェブサイト
- 事業用ソーシャルメディア
- 資料事業計画書など

# 社会保険料の租税化

# 社会保障の給付と負担の現状（2025年度予算ベース）

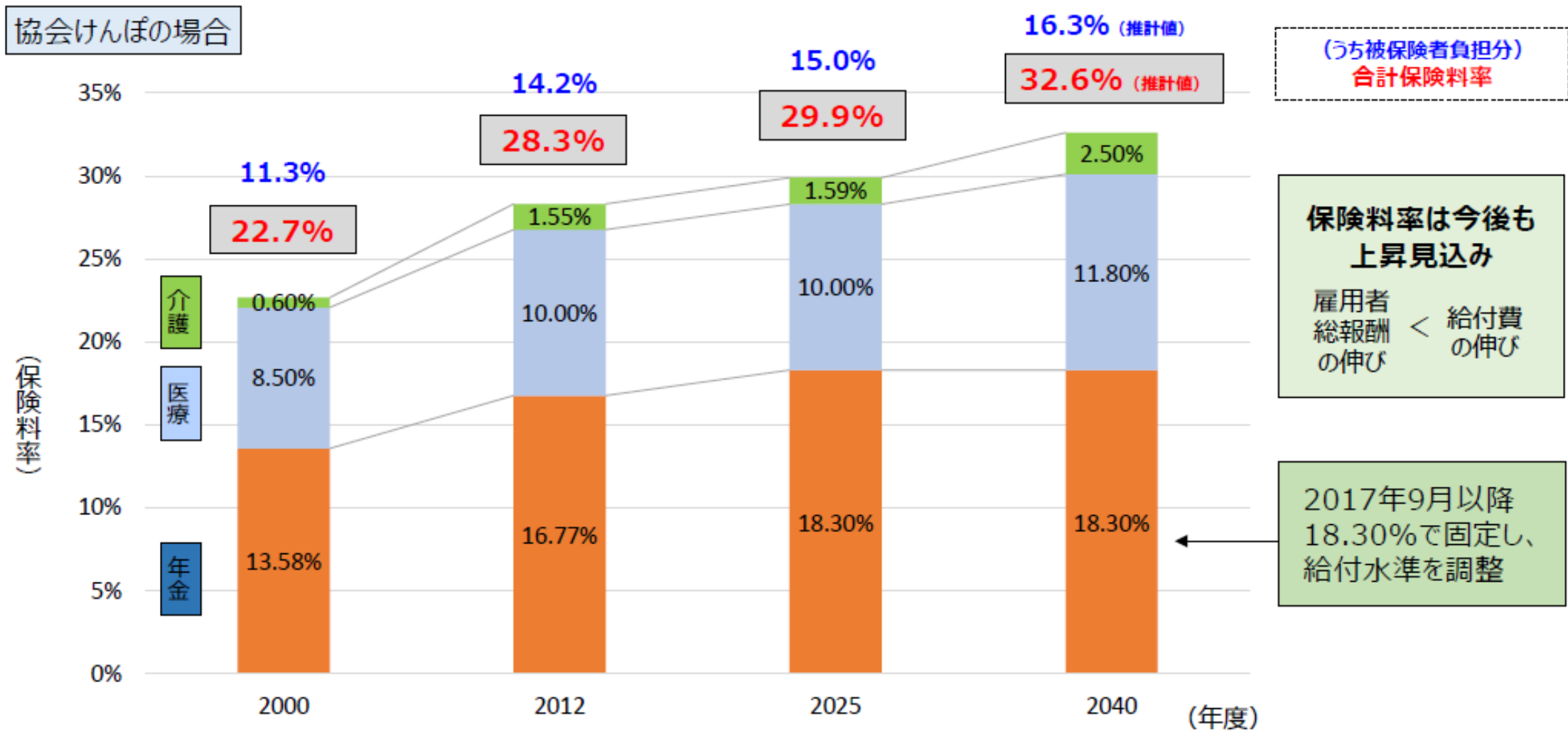
社会保障給付費 2025年度(予算ベース) 140.7兆円 (対GDP比 22.4%)



# 社会保険料の課題

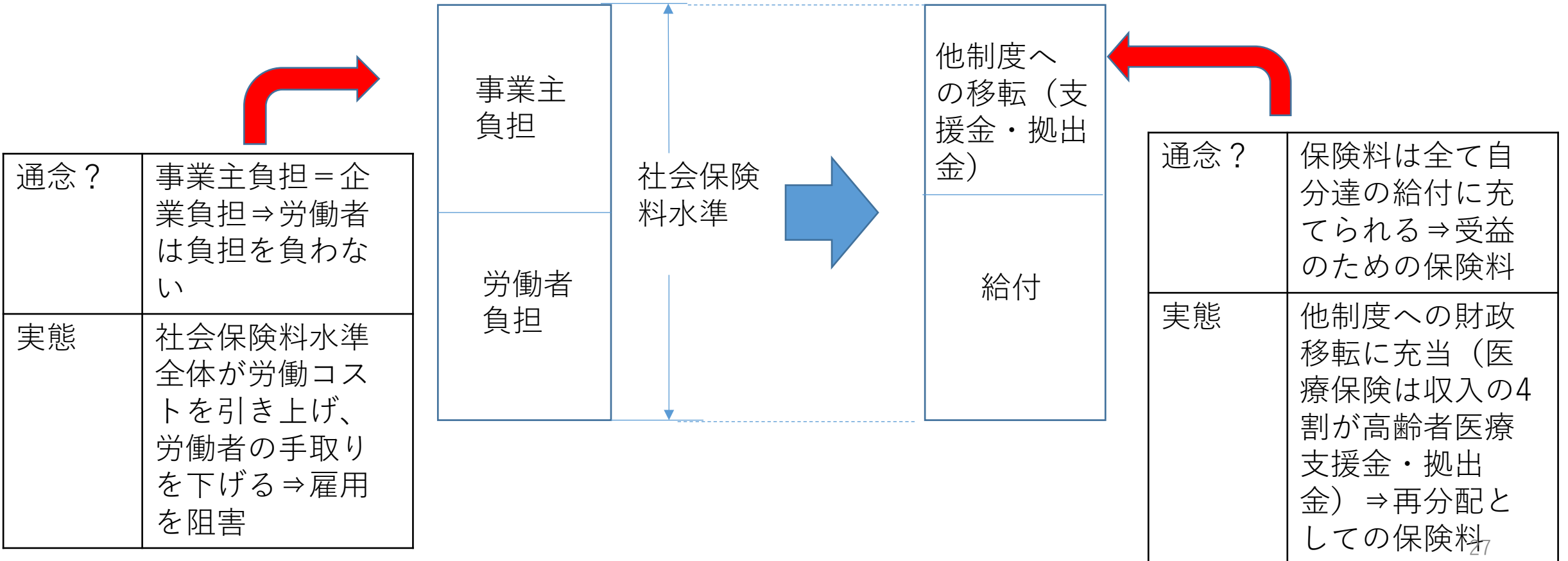
- その1：美しい建前とそうでもない現実
  - 建前＝リスクへの備え・世代間の連携
  - 現実＝逆進的な負担構造・世代間格差（勤労世代への負担の偏重）
- ⇒ 制度の**理念と実態**の乖離
- その2；実態として再分配化＝**租税化**する社会保険料
  - 社会保険料の多くは制度間移転に充当⇒受益と負担の関係は希薄化
  - ✓ 例：高齢者医療への拠出金・支援金
- その3：（正規）**雇用税**としての社会保険料
  - 事業主＝労働コストの増加要因⇒雇用を阻害
  - 労働者＝手取り賃金の低下⇒就労意欲を阻害（例：106万円・130万円の壁）
- ⇒ 雇用の多様化に対応できない

# 現役世代が負担する社会保険料負担



出所：財政制度等審議会（2025年4月23日）

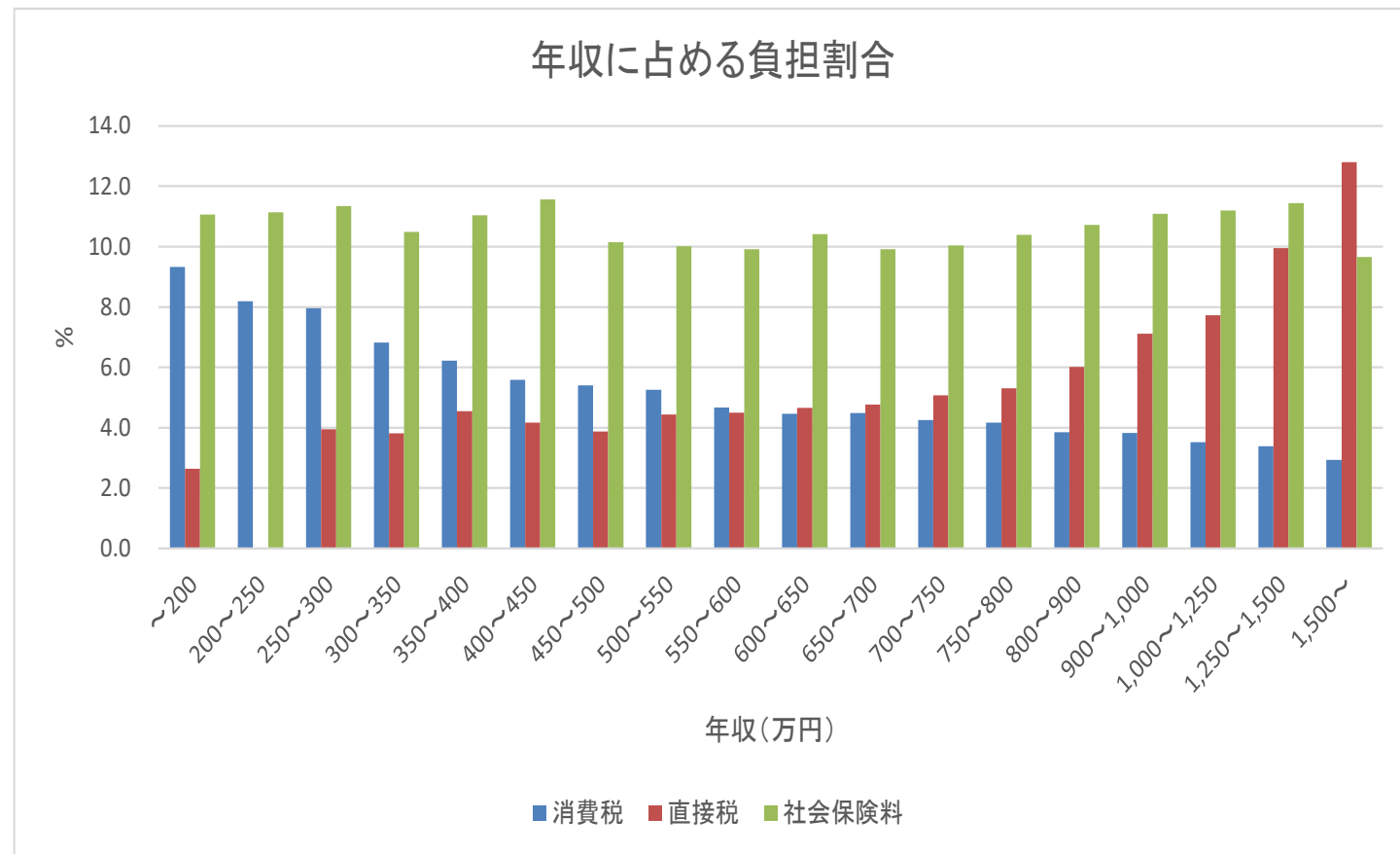
# 社会保険料の幻想（通念）と実態



# 社会保険料の経済的帰結

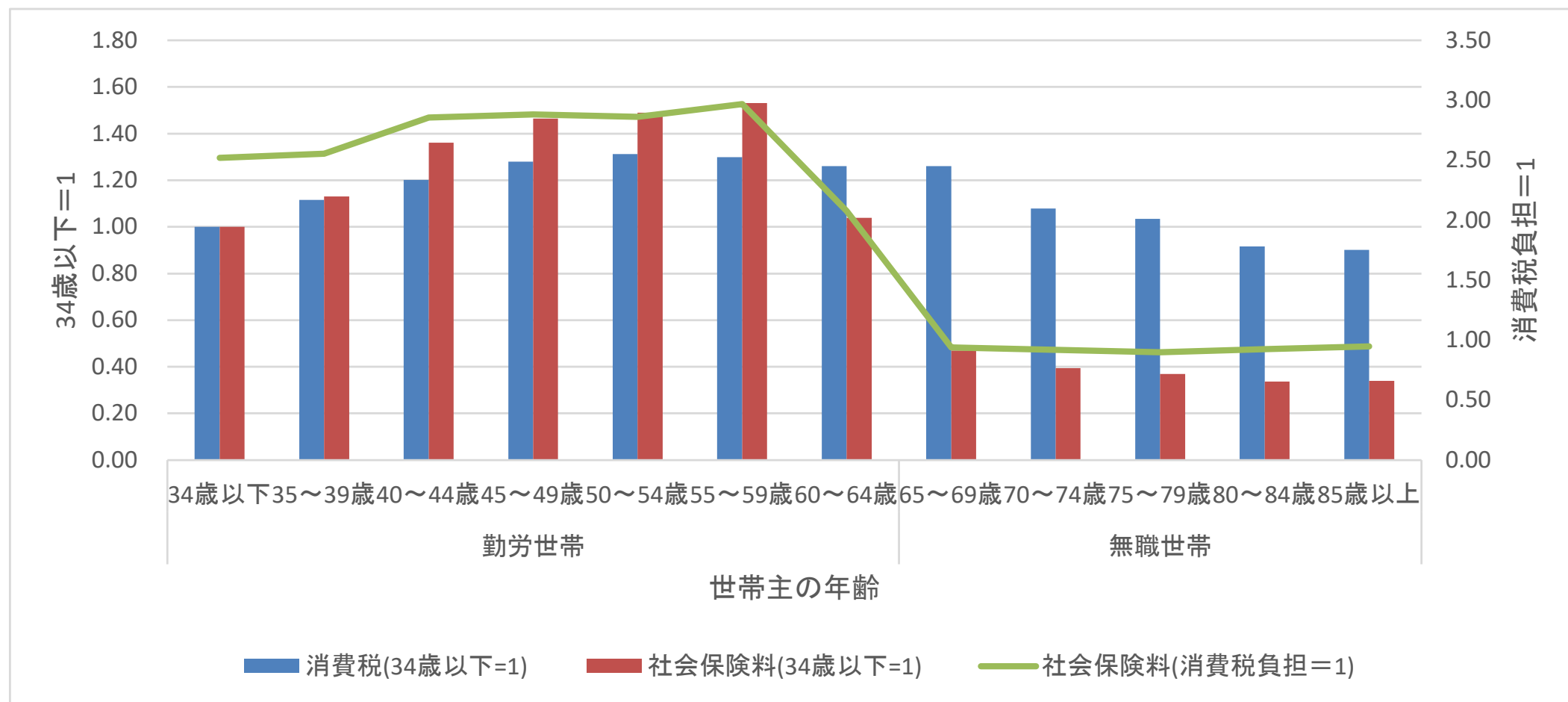
		社会保険料	法人税	消費税
課税対象		勤労世代の正規雇用の賃金	黒字企業の利益	全ての世代の消費
雇用への影響		雇用減少 非正規雇用の増大	企業が空洞化 →雇用減少	少ない
企業の国際競争力	輸出	生産コスト増 →製品価格に転嫁	生産コスト増 →製品価格に転嫁	仕向地課税主義 →製品価格に転嫁せず
	輸入	対象外	対象外	課税対象

出所：経済産業省



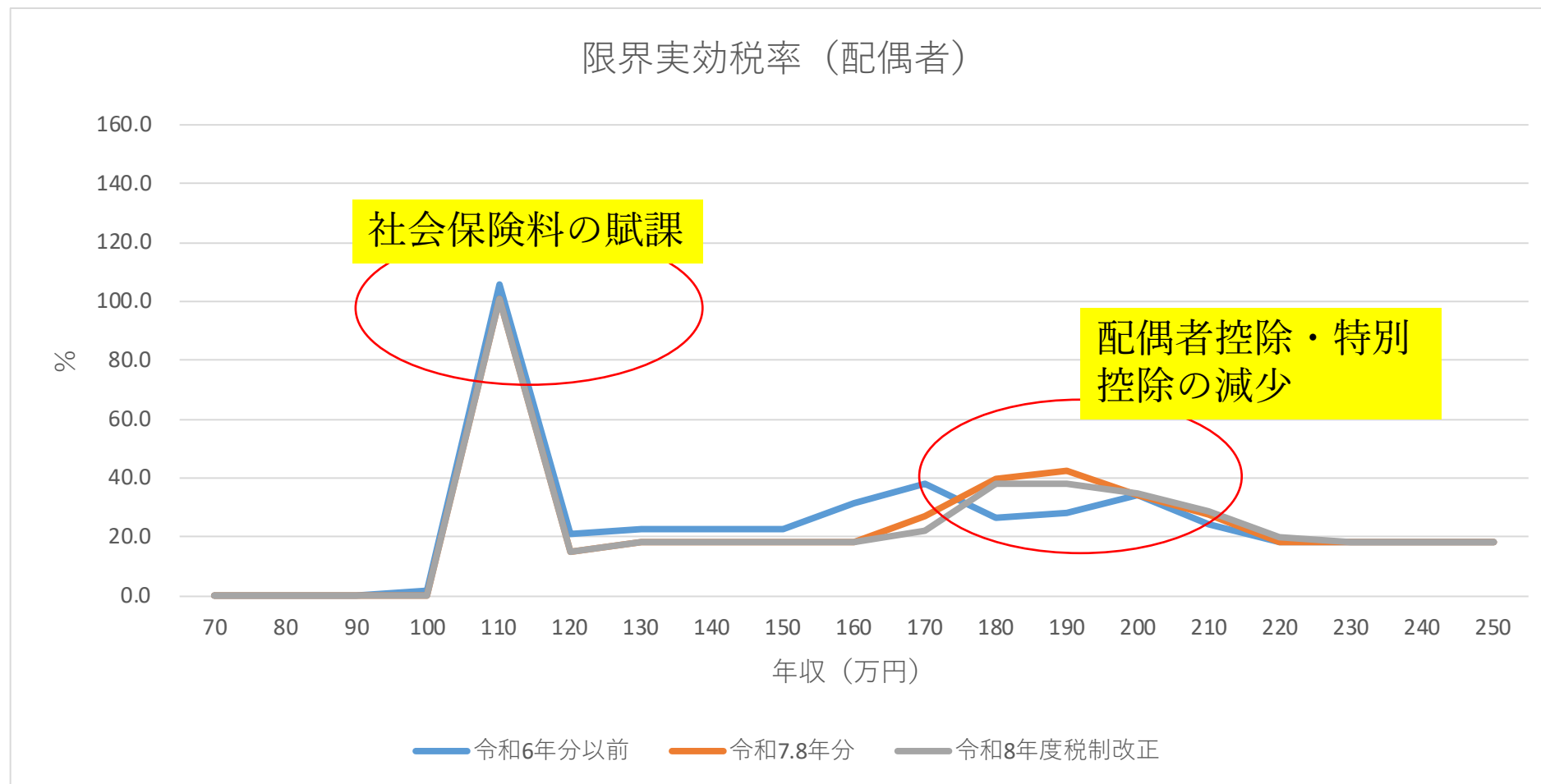
注：全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯  
出所：「家計調査2024年」

# 負担の世代間格差



注：65歳以上は無職世帯

データの出所：家計調査2024年「家計調査 家計収支編」



出所：税制・社会保険料率より筆者計算

注1：夫婦二世帯

注2：世帯主の年収は600万円を仮定

# 参考：社会保険料の徴収

- 標準報酬月額＝従業員の月々の給料を1～50の等級（厚生年金は1～32）に分けて表す

- 毎月の給料額をもとに保険料を算出するのではなく、複数月の平均（4～6月の3ヵ月）から算出された標準報酬月額によって、社会保険料の計算を簡便化

(東京都) (単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			9.81%		11.45%		18.300%※	
		円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	~	63,000	5,689.8	2,844.9	6,641.0	3,320.5		
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,670.8	3,335.4	7,786.0	3,893.0		
3	78,000	73,000	~ 83,000	7,651.8	3,825.9	8,931.0	4,465.5		
4(1)	88,000	83,000	~ 93,000	8,632.8	4,316.4	10,076.0	5,038.0	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~ 101,000	9,613.8	4,806.9	11,221.0	5,610.5	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	~ 107,000	10,202.4	5,101.2	11,908.0	5,954.0	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	~ 114,000	10,791.0	5,395.5	12,595.0	6,297.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	~ 122,000	11,575.8	5,787.9	13,511.0	6,755.5	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	~ 130,000	12,360.6	6,180.3	14,427.0	7,213.5	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	~ 138,000	13,145.4	6,572.7	15,343.0	7,671.5	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	~ 146,000	13,930.2	6,965.1	16,259.0	8,129.5	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	~ 155,000	14,715.0	7,357.5	17,175.0	8,587.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	~ 165,000	15,696.0	7,848.0	18,320.0	9,160.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	~ 175,000	16,677.0	8,338.5	19,465.0	9,732.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	~ 185,000	17,658.0	8,829.0	20,610.0	10,305.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	~ 195,000	18,639.0	9,319.5	21,755.0	10,877.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	~ 210,000	19,620.0	9,810.0	22,900.0	11,450.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	~ 230,000	21,582.0	10,791.0	25,190.0	12,595.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	~ 250,000	23,544.0	11,772.0	27,480.0	13,740.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	~ 270,000	25,506.0	12,753.0	29,770.0	14,885.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	~ 290,000	27,468.0	13,734.0	32,060.0	16,030.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	~ 310,000	29,430.0	14,715.0	34,350.0	17,175.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	~ 330,000	31,392.0	15,696.0	36,640.0	18,320.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	~ 350,000	33,354.0	16,677.0	38,930.0	19,465.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	~ 370,000	35,316.0	17,658.0	41,220.0	20,610.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	~ 395,000	37,278.0	18,639.0	43,510.0	21,755.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	~ 425,000	40,221.0	20,110.5	46,945.0	23,472.5	75,030.00	37,515.00

## 参考：通勤費への課税？

- 春の鉄道運賃上げで社会保険料の負担重く？ 通勤手当の増額が影響
- 春の鉄道運賃引き上げの余波で社会保険料の負担が重くなる可能性がある。健康保険や会社員らが入る厚生年金の保険料を決める際、通勤手当を含めた報酬をもとに計算するためだ。定期券などの値上がりに応じて支給額が増えれば、企業と現役世代が支払う保険料の額も大きくなる。

日本経済新聞2026年3月24日



		所得税(住民税所得割)	健康保険 (介護保険)	厚生年金保険	雇用保険
現物給与	通勤費	原則課税ベースとならない	課税ベースとなる		
	住宅・食事	課税ベースとならないことが多い			
概算経費控除		控除あり	控除なし		
人的控除		控除あり	控除なし		
徴収対象となる収入の上限		上限なし	報酬: 月121万円 賞与: 年540万円	報酬: 月62万円 賞与: 1回150万円	上限なし
徴収対象となる年齢の上限		上限なし	(75歳まで)	70歳まで	65歳まで

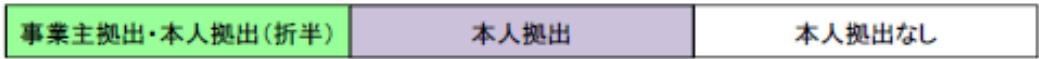
出典 大和総研 資本市場調査部 是枝俊吾「税・社会保険料の課税ベースの国際比較と提言」

(2010年9月30日)

就労形態等ごとの社会保障制度・税制の適用関係(イメージ)

	正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	非正規雇用労働者	自営業主 (雇用的自営業)	自営業主 (伝統的自営業、士業等)	専業主婦 (正規雇用労働者の 無就業配偶者)
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
公的医療 保険	健康保険組合・協会けんぽ			国民健康保険		健康保険組合・ 協会けんぽ
公的年金	基礎年金			基礎年金		基礎年金
	厚生年金					
雇用保険	雇用保険					
勤労性所得 に対する課税	給与所得課税				事業所得課税	

(凡例) 社会保障制度については、事業主拠出、本人拠出の別に応じて以下のとおり色分けしている。ただし、雇用保険のうち労災保険部分は全額事業主負担であることに留意。

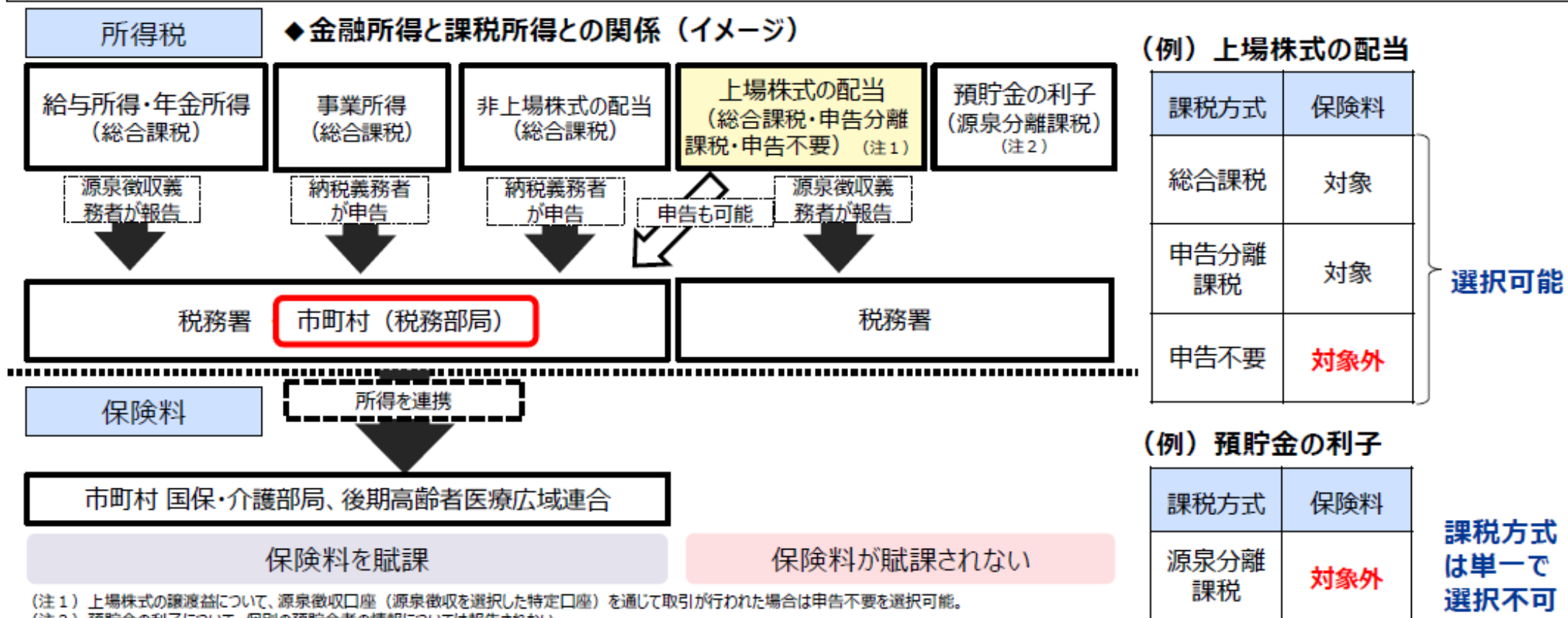


# 金融所得の勘案

- 後期高齢者等の保険料は税制における課税所得をベースに賦課する仕組みとなっているが、税制において源泉徴収のみで完結する金融所得に関しては、確定申告がされない場合、課税はされるが保険料の賦課対象となっていない。

(参考) 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程) (2023年12月22日閣議決定)

- ・ 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度における負担への金融所得の反映の在り方について、税制における確定申告の有無による保険料負担の不公平な取扱いを是正するため、どのように金融所得の情報を把握するかなどの課題も踏まえつつ、検討を行う。



# 保険と再分配

	受益と負担の対応関係	例	財源
自助	個人ベース	民間保険	保険料
共助	特定の集団（コミュニティー・企業、 職能団体） ✓ 「支え合い」の対象は比較的明確	職域別社会保険・共済	
公助	社会全体 ✓ 「支え合い」の対象は不特定多数	再分配	税

# 社会保険料の租税化・・・

- 社会保険料の実態に合わせて社会保険料を租税化
- 租税化の対象 = 再分配（他制度への拠出等）に充てられる保険料

(単位：百万円)	収入			支出	
	拠出		拠出	他制度への移転	支出合計
	被保険者	事業主			
1.健康保険					
(A)全国健康保険協会管掌健康保険	5,761,254	5,696,462	11,457,716	4,801,760	12,216,994
(B)組合管掌健康保険	4,588,647	5,360,579	9,949,226	4,695,708	10,168,055
2.国民健康保険	2,943,740		2,943,740	2,539,322	12,110,292
3.後期高齢者医療制度	1,545,616		1,545,616		17,787,794
4.介護保険	2,434,262		2,434,262		11,802,846
5.厚生年金保険	17,585,096	17,585,096	35,170,192	22,834,327	46,754,071
6.国民年金	1,335,199		1,335,199	235,060	25,303,346
合計			64,835,951	35,106,177	

他制度への移転は前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費拠出金、基礎年金拠出金、厚生年金拠出金、介護納付金等を含む

介護保険の第2号被保険者拠出は健康保険等の拠出に計上され、健康保険等の「他制度への移転」として計上される

# 一般化社会拠出金CSG（仏）

（図表2）CSG率の変遷

(%)

	稼働所得	代替所得	資産所得	投資益	くじ・カジノでの獲得金
91.2.1	1.1	1.1	1.1	1.1	—
93.7.1	2.4	2.4	2.4	2.4	—
97.1.1	3.4	3.4 (1.0)	3.4	3.4	3.4
98.1.1	7.5	6.2 (3.8)	7.5	7.5	7.5
2005.1.1	7.5	6.2/6.6* (3.8/3.8)	8.2	8.2	9.5
2011.1.1 (現行)	7.5	6.2/6.6* (3.8/3.8)	8.2	8.2	6.9/9.5**

（出典）J.-J. DUPEYROUX (et al.), *Droit de la sécurité sociale*, 18<sup>e</sup> éd., Dalloz, 2015, pp.872 et s.等を参考に筆者作成

（注）（ ）内は、低所得者に対する軽減税率である（1997年までは軽減税率なし）。

\* 一時的な就労不能に基づく代替所得（失業手当、休業補償手当等）は6.2%、職業生活からの引退に基づく代替所得（老齢年金、拠出制障害年金等）は6.6%。

\*\* くじでの獲得金は6.9%、カジノでの獲得金は9.5%。

CSGは、1991年当初は家族手当のみに充当されていたが、1993年からCSG率が引き上げられ老齢年金にも充当されるようになり（低所得高齢者に支給される所得条件付非拠出制年金の財源となる）、その後、医療保険にも充当されることとなった。

# 改革のポイント

その1：租税化された社会保険料（「社会保険税」）の用途は？

- 社会保険料の他制度への移転（高齢者医療支援金等）に充当

その2：事業主負担は？

- 社会保険税は個人課税であり、事業主負担はない

□改革では改革対象の保険料率について、事業主負担を課税対象とした上で租税化

その3；高齢者にとって負担増？

- 手厚い公的年金等控除で高齢者の所得税負担は低い

その4：消費税との棲み分けは？

- 課税の経済効果（成長・雇用、逆進性）を勘案して、社会保障の公費負担＝消費税＋社会保険税の項構成を決定

# 労使折半をどうするか？

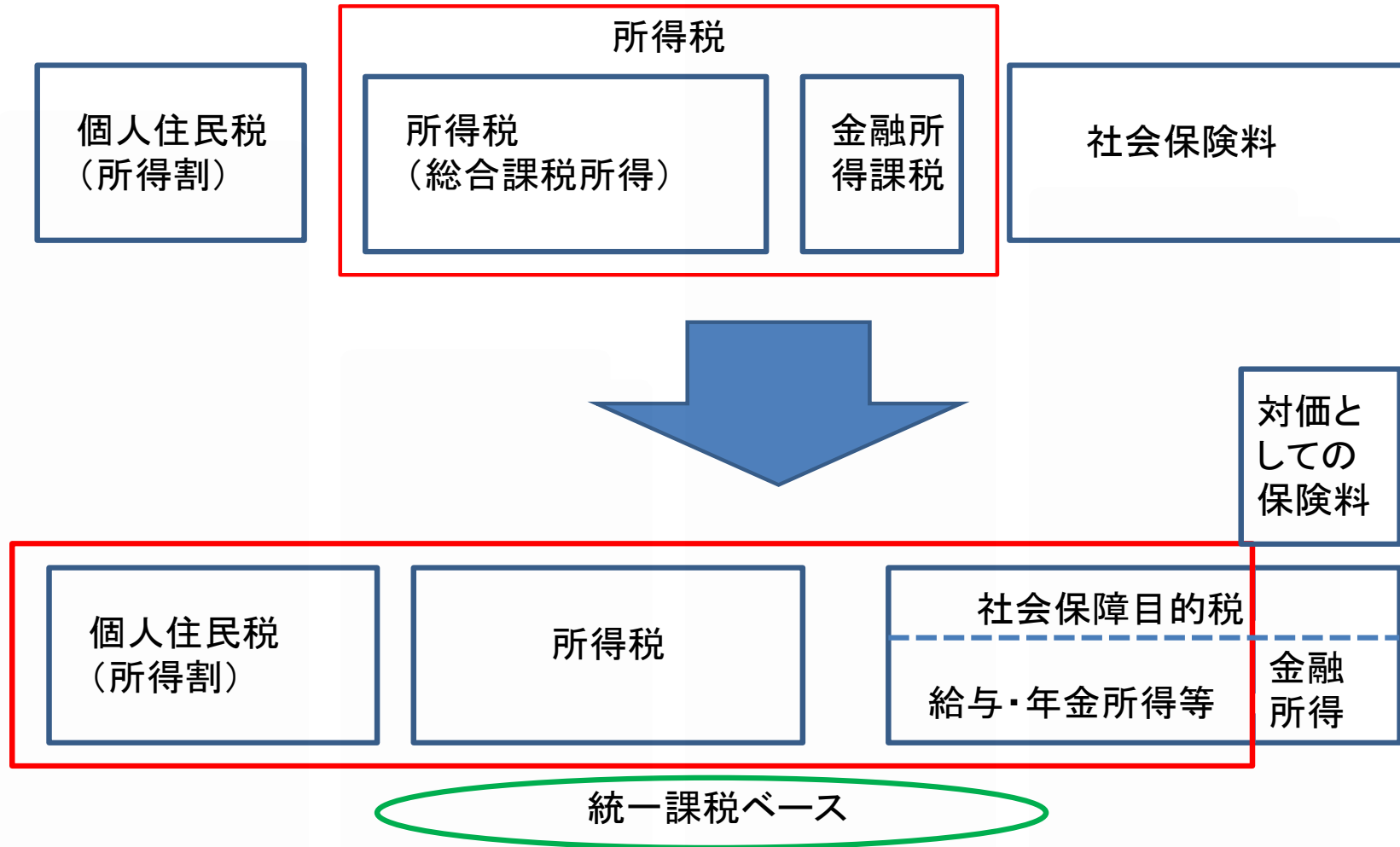
- オランダでは所得税と社会保険料を統合の上、年金等にあてる国民保険料について使用者（雇用主）負担を廃止
- 他方、使用者はこれまで負担していた社会保険料を給与やボーナス、各種手当を通じて補償する「調整加給金」を創設

表4 1990年の社会保険料 (単位：%，Dfl.)

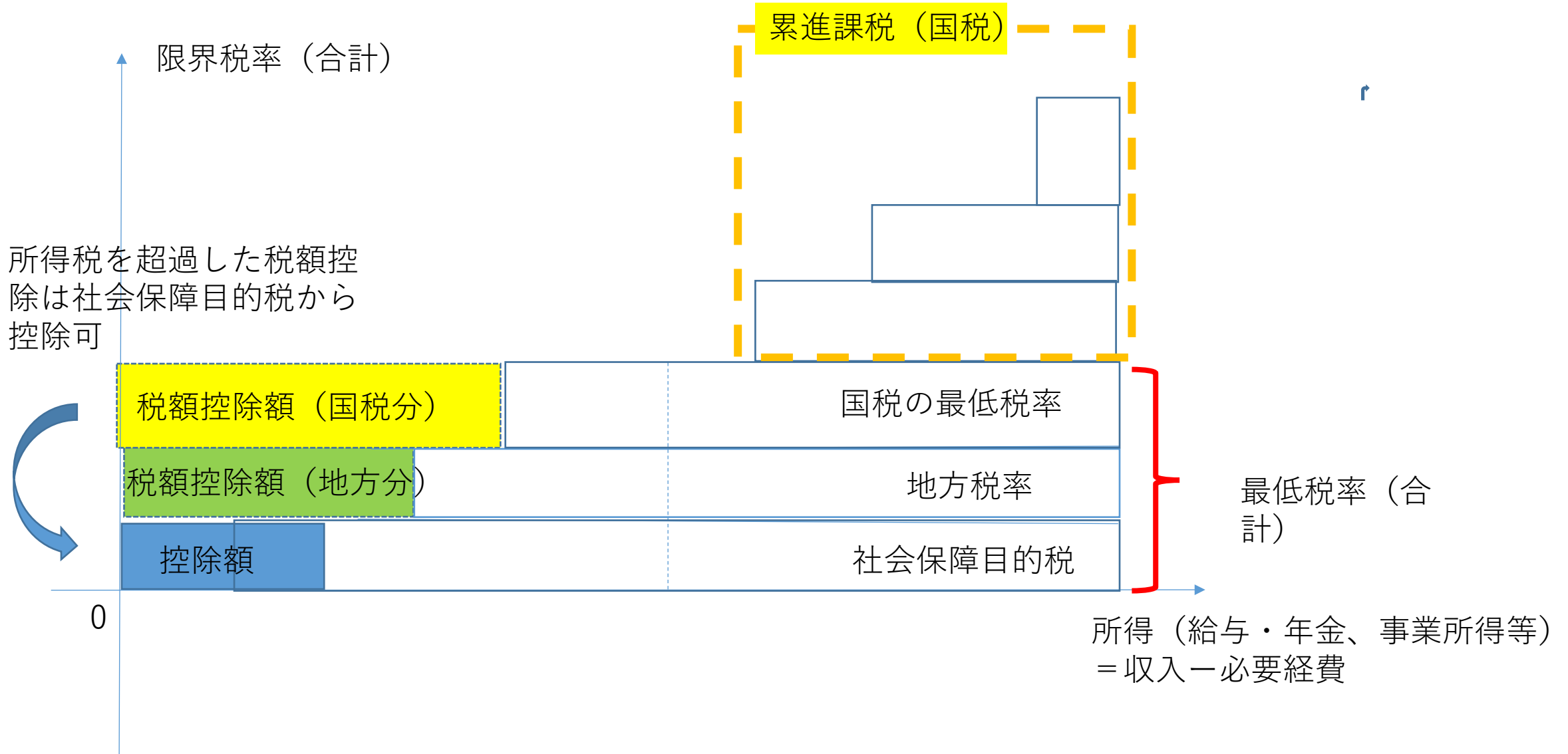
国民保険制度 (1990年)*		
	使用者負担分	被用者負担分
一般老齢年金 (AOW)		
一般遺族年金 (AWW)	-	
一般障害給付 (AAW)	調整加給金	22.1%
一般児童給付 (AKW)	(Dfl.6,952)	(上限所得 Dfl.9,309)
特別医療保険 (AWBZ)		

島村玲雄「オランダにおける所得税と社会保険料の統合の意義について」

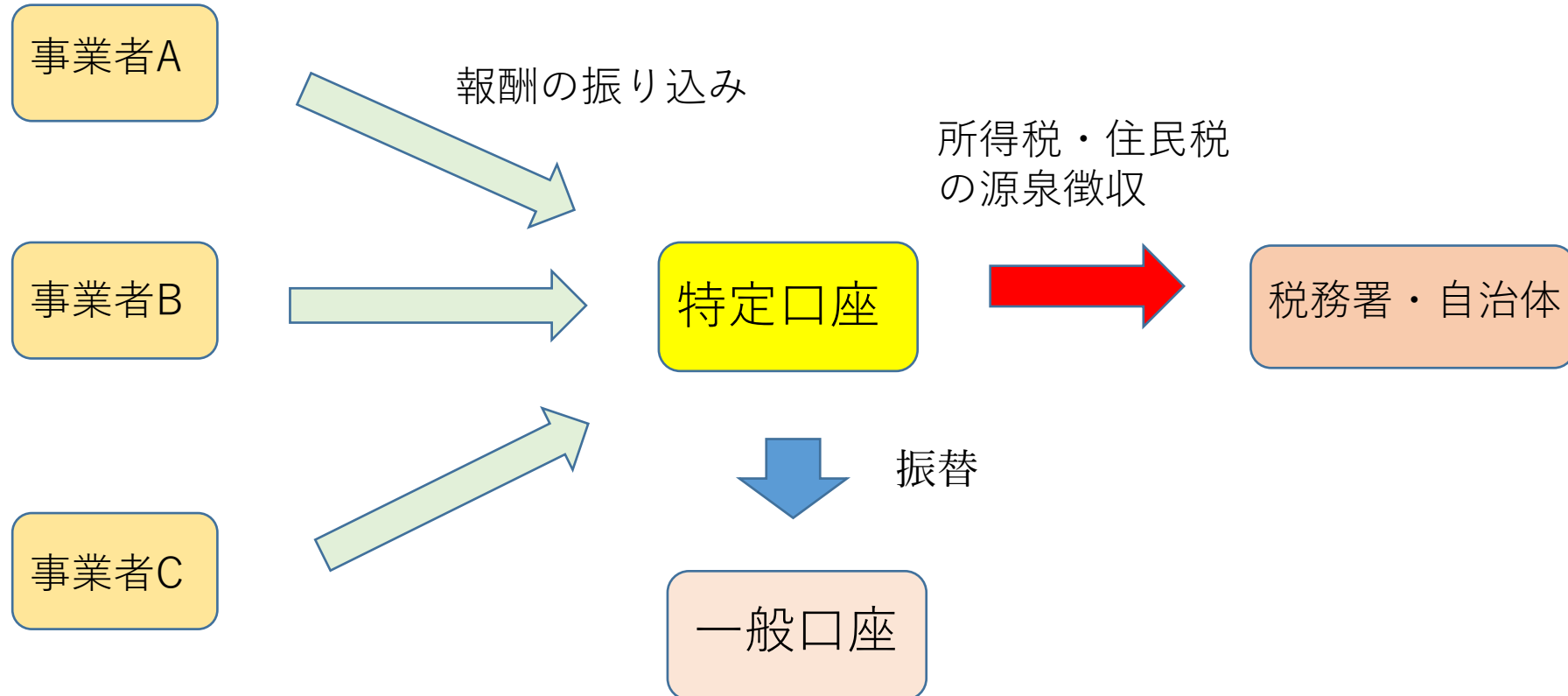
# 課税ベースの統一



# 新しい所得課税体系

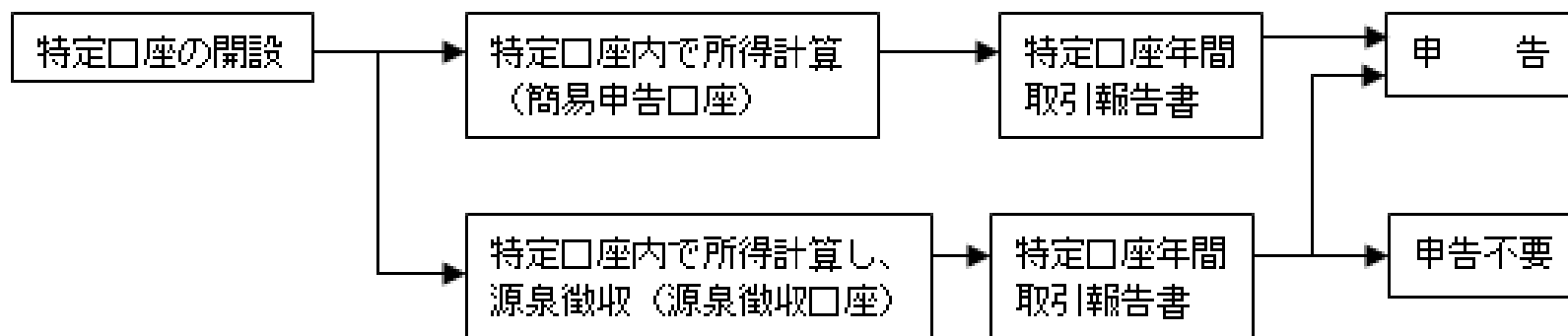


# 源泉徴収の見直し



## 参考：特定口座

- 特定口座：金融機関が口座開設者の保有する投資商品の譲渡損益を計算して「年間取引報告書」を作成。
  - 「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」の2種類があり、前者を選択すれば確定申告そのものが原則不要
- 金融所得に限らず、給与・事業所得にも特定口座の仕組みを適用
  - 特定口座を使って源泉徴収・リアルタイムに所得補足



出所：国税庁HP

# 参考：中央決算システム（Centralized deduction）

## 源泉徴収からCDへ

源泉徴収の責任・徴収のタイミングの転換

雇用主から提供される被用者の情報（扶養家族の有無など）をベースに課税額・給付額を算出  
⇒支払い時に徴収・給付



プラットフォームとしての  
中央決算システム

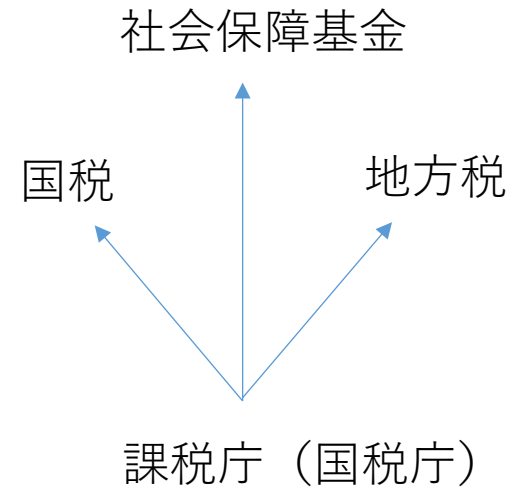
雇用主

賃金払い

中央決算システム

可処分所得

被用者



例：英国のリアルタイム  
情報システム改革案

税・社会保険料  
等の支払い

勤労税額控  
除等の給付